

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十六年七月一日から適用する。

なお、平成二十五年総務省告示第二百七十六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十六年六月三十日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力(注2)	備考
66.2MHz から 66.5MHz まで	関東総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
66.2MHz から 66.6MHz まで	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	66.5MHz から 66.6MHz までの周波数の範囲の使用は、新潟県の区域

				に限る。
72.54MHz から	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
72.66MHz まで	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
73.55MHz から	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
73.65MHz まで	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
73.55MHz から	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
73.75MHz まで				
143MHz から	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
143.21MHz まで				福島県の区域を除く。
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上及びその上空での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	上空での使用は、等価等方輻射電

				力5W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成30年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成31年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHz から 146.218MHz まで	東海総合通信局管内	平成30年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.33MHz から 146.61MHz まで	近畿総合通信局管内	平成30年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.95MHz から 147.21MHz まで	東北総合通信局管内	平成31年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	東海総合通信局管内	平成30年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成30年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成31年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成31年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成28年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。

147.82MHz から	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
147.86MHz まで	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。
150.502MHz から	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
150.518MHz まで				
150.842MHz から	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
150.858MHz まで				
151.022MHz から	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
151.038MHz まで	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
151.862MHz から	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	
151.878MHz まで	関東総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
151.902MHz から	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。

151.918MHz まで				
152.382MHz から 152.398MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
152.522MHz から 152.538MHz まで	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
154.222MHz から 154.238MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
154.402MHz から 154.418MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。
161.2MHz から	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。
161.28MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
164.67MHz から 164.78MHz まで	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
259.8MHz から	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	

259.9MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
268.8MHz から	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
268.9MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
278.2MHz から	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
278.7MHz まで	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
282.0375MHz から 283.1625MHz まで	九州総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
341.488MHz から 341.512MHz まで	四国総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	5.6W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHz から 358.012MHz までの周波数の範囲と対とする。
342.16875MHz から	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。

342.20225MHz まで				二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHz から 358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。
351.85MHz から	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
352.1MHz まで	関東総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
357.988MHz から 358.012MHz まで	四国総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	5.6W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHz から 341.512MHz までの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHz から 358.70225MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHz から 34

				2. 20225MHz までの周波数の範囲と対とする。
368. 24MHz から 368. 56MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386. 24MHz から 386. 56MHz までの周波数の範囲と対とする。
379MHz から 379. 9MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
386. 24MHz から 386. 56MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368. 24MHz から 368. 56MHz までの周波数の範囲と対とする。
393. 6MHz から 394. 3MHz まで	沖縄総合通信事務所管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
396. 3MHz から	沖縄総合通信事務所管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。

397.425MHz まで				
397.75MHz から	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
398.5MHz まで	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
411.935MHz から 411.985MHz まで	関東総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
412.345MHz から	九州総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
413.6MHz まで	沖縄総合通信事務所管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
412.472MHz から	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
413.472MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
415.8MHz から 416MHz まで	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、460.3MHz から 460.5MHz までの周波数の範囲と対とする。
426.9MHz から	北海道総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。

427.5MHz まで	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上及びその上空での使用に限る。
428MHz から 428.4MHz まで	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
450.175MHz から 450.2375MHz まで	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
452.768MHz から 452.88MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。

453.03MHz から 453.238MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
460.025MHz から	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
461.475MHz まで	九州総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
460.3MHz から 460.5MHz まで	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、415.8MHz から 416MHz までの周波数の範囲と対とする。
460.3MHz から 461.4MHz まで	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
2294MHz から 2296MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
5005MHz から 5025MHz まで	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
5100MHz から	北海道総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

5140MHz まで	東北総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
12.8GHz から 12.95GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	関東総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
15. 5GHz から	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
15. 6GHz まで	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	福岡県及び長崎県の区域を除く。
19. 52GHz から	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	0. 1W 以下	
19. 58GHz まで	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
19. 7GHz から	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W 以下	
19. 75GHz まで	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
21. 4GHz から	近畿総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

21.45GHz まで				
21.4GHz から	関東総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
21.5GHz まで	信越総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
21.4GHz から 22GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
21.45GHz から	東北総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
21.5GHz まで	近畿総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。
21.7GHz から 22GHz まで	東北総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	関東総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

	東海総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
25. 87GHz から 25. 945GHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	0. 1W 以下	
26. 725GHz から 26. 735GHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	0. 1W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
31. 05GHz から 31. 2GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
32. 05GHz から	北海道総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

33.25GHz まで	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	長崎県の区域を除く。
	沖縄総合通信事務所管内	平成 28 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
38.06GHz から 38.12GHz まで	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、39.06GHz から 39.12GHz までの周波数の範囲と対とする。
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、39.06GHz から 39.12GHz までの周波数の範囲と対とする。

				る。
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、39.06GHz から 39.12GHz までの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、39.06GHz から 39.12GHz までの周波数の範囲と対とする。
39.06GHz から 39.12GHz まで	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、38.06GHz から 38.12GHz までの周波数の範囲と対とする。
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、38.06GHz から 38.12GHz

				Hz までの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、38.06GHz から 38.12GHz までの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、38.06GHz から 38.12GHz までの周波数の範囲と対とする。
39.625GHz から 40.375GHz まで	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

	沖縄総合通信事務所管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
42GHz から 42.5GHz まで	東北総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 岩手県の区域を除く。 空中線電力は 5 W 以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は 5 W 以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は 5 W 以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は 5 W 以下に限る。
44.1GHz から 44.8GHz まで	東北総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W 以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W 以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W 以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W 以下に限る。
45.5GHz から	東北総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W 以下に限る。

47GHz まで	北陸総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成 27 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 5 W以下に限る。
48. 4GHz から 48. 7GHz まで	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	関東総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
49. 3GHz から 49. 8GHz まで	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	
	関東総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0. 1W以下	

	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
51. 35GHz から 52. 35GHz まで	東北総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は 0.1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
66GHz から	信越総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
67GHz まで	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
92GHz から	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
94.4GHz まで	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
95GHz から	四国総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
100GHz まで	九州総合通信局管内	平成 31 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

(注 1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注 2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。